

注意事項

1. 標題の「被保険者」と「家族」の別、および⑩ならびに、⑫⑬⑭の欄はそれぞれ該当する文字を丸で囲んでください。
2. ①欄は健康保険被保険者証に書いてあります。
3. 死産の場合は、⑧⑩欄に「該当せず」と記入してください。
4. 入院しないで出産した場合⑥の(ア)と(イ)の欄に、女子被保険者が出産したための請求である場合⑦の(ア)欄に、⑩欄の「ある」を丸で囲んだ場合⑪欄に、それぞれ「該当せず」と記入してください。
5. ⑨欄は被保険者からの続柄（長男、長女等）を記入してください。
6. ⑬欄が「死産」の場合は、妊娠何週目の死産であるかを書き入れてもらってください。
7. 医師・助産師又は市区町村長が証明するところ（⑮又は⑲の欄）は、どちらか一方で証明を受けてください。
8. 証明書等が外国語で記入されている場合は、翻訳者の住所・氏名を明記した翻訳文を添付してください。
9. ⑳欄は被保険者の署名捺印を、㉑欄には事業所の受領代理人の署名捺印を必ずしてください。
10. ㉒欄は退職後の請求である場合に振込先（銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人）を記入してください。（この場合、委任状欄を記入する必要はありません。）

〔添付書類〕

(1)直接支払制度を利用した場合(直接支払制度を利用 した・しない のしたに○印を付けた時)

①または②のどちらか一方

①合意文書のコピー(直接支払制度を利用した旨の文書が記載されたもの)

※医師・助産師又は市区町村長が証明するところの欄の記載が必要です。

②・合意文書のコピー(直接支払制度を利用した旨の文書が記載されたもの)

・出産費用明細書のコピー(出産日・専用請求書の内容と相違ない旨の文章が記載されたもの)

※医師・助産師又は市区町村長が証明するところの欄への記載は不要です。

(2)直接支払制度を利用しない場合(直接支払制度を利用 した・しない のしないに○印を付けた時)

・合意文書のコピー(直接支払制度を利用しない旨の文書が記載されたもの)

・領収書・明細書のコピー(産科医療保障制度加入医療機関等で出産した場合には証明となるスタンプが押印されたもの)

※医師・助産師又は市区町村長が証明するところの欄の記載が必要です。

〔その他〕

医療機関等での出産費用が法定給付額(42万円または40万4千円)に満たない時には差額も付加金と一緒に支払させていただきます。

〔海外で出産したとき〕

海外で出産し、⑮欄または⑲欄の証明が受けられないときは、現地の医療機関が発行する出産証明書(原本)とその翻訳文を添付してください。

なお、海外出産には産科医療補償制度はないため、法定給付額は40万4千円です。

◎平成31年4月より、「出産証明書」と「翻訳文」の他に、「旅券(パスポート)その他、渡航した確認のできる書類の写し」及び「海外出産の事実、内容について、健保組合が当該海外出産を担当した海外の医療機関に照会することができる同意書」の添付が必要となります。